

富津市地域公共交通計画に係る策定支援業務委託 事業者選定公募型プロポーザルの実施（案）について

○協議趣旨

平成30年3月に策定いたしました「富津市地域公共交通網形成計画」の計画期間が令和4年度末で終了するため、令和2年度に行われた地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正内容を踏まえ、現計画を引き継ぐ「富津市地域公共交通計画」として策定するにあたり、策定支援業務を委託するコンサルタント事業者の選定を公募型プロポーザル方式により実施することについて協議を行うものです。

また、プロポーザルの実施にあたり、企画提案の適正かつ公正な選定を行うためのプロポーザル審査委員会の設置と委員の選定についても併せてご協議いただくものです。

富津市地域公共交通計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領（案）

1 目的

本業務は、富津市地域公共交通会議が発注する「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通計画」の策定支援を目的とする。

2 概要

- (1) 件名 富津市地域公共交通計画策定支援業務委託
- (2) 場所 富津市地域公共交通会議事務局
(富津市下飯野 2443 番地)
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 26 日まで
- (4) 業務概要 別紙「富津市地域公共交通計画策定支援業務仕様書」による。
- (5) 提案上限額 5, 3 3 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
※上限額を超える提案は失格とする。

3 参加資格

(1) 基本事項

次のいずれの項目も満たすものとする。

- ア 富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていること。（※登録されていない場合は 5 (2) ア参照）
- イ 本公告の日から提案採用者決定日までの間に、富津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務の公告日前 6 箇月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - (ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基

づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

エ 個人又は法人若しくは団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（2） 個別事項

次のいずれの項目も満たすものとする。

ア 過去5年以内（平成29年4月以降）に本件業務と同種の業務を元請として受注した契約実績を有する者であること。

イ 過去5年以内（平成29年4月以降）に本件業務と同種の業務に従事経験がある技術者を配置できる者であること。

ウ 富津市地域公共交通会議が作成した仕様書の内容を十分に理解し、その内容に即した提案が可能であること。

4 実施スケジュール

	内容	日程
参加表明	申請書様式等の配布期間	令和4年4月11日（月）～4月28日（木）
	参加表明書受付期限	令和4年5月2日（月）午後5時まで
	選定・非選定通知書の送付	令和4年5月12日（木）
技術提案	質問書の受付期間	令和4年5月12日（木）午前9時から 令和4年5月17日（火）午後5時まで
	質問書の回答	令和4年5月20日（金）
	技術提案書の受付期間	令和4年5月20日（金）午前9時から 令和4年5月30日（月）午後5時まで
	プレゼンテーション 及び提案採用者決定	令和4年6月上旬（別途通知する。）

5 提案方法等

(1) 申請書様式の配布

ア 配布期間 令和4年4月11日から令和4年4月28日まで（土曜、日曜及び祝日は除く。）

配布時間は午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 富津市地域公共交通会議事務局（総務部企画課内）

申請書様式は、富津市ホームページからも入手可能

(2) 参加表明書の提出

以下の書類を1部、持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

ア 参加表明書兼参加資格確認申請書（別記第3号様式）

富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていない者は、以下の書類を添付すること。

なお、証明書は、提出日前3か月以内に発行されたものでなければならない。

登記事項証明書等の契約能力を有することを確認する書類（原本）

- ・履歴事項全部証明書（法人のみ。法務局発行）
- ・身分証明書（個人のみ。本籍地のある市区町村発行）
- ・登記されていないことの証明書（個人のみ。法務局発行）

印鑑証明（原本）

- ・印鑑証明書（法人のみ。法務局発行）
- ・事業主の印鑑登録証明書（個人のみ。市区町村発行）

使用印鑑届兼委任状（別記第1号様式）

財務諸表（直近2年分の決算書）

個人の場合は、所得税確定申告書（税務署受領印があるもの）及び申告決算書の写し（貸借対照表及び損益計算書）

営業所等一覧（別記第2号様式。営業所等を有する場合のみ）

国税及び地方税に未納がないことの証明書（原本）

- ・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（法人のみ。税務署発行）
- ・所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（個人のみ。税務署発行）
- ・千葉県税の完納証明書（千葉県内に本店又は営業所等を有する場合のみ。）

県税事務所発行)

- ・富津市税の納税証明書（富津市内に本店又は営業所等を有する場合のみ。富津市発行）

イ 3（2）個別事項に記載したものを確認できるものの写し

以下の書類を添付すること。

- 会社概要（様式第3－1号。パンフレット等の使用も可とする。）
- 業務実績一覧（様式第3－2号）
- 配置予定技術者の経歴書（様式第3－3号）

（3）参加資格確認結果の通知

参加表明書提出者全員に書面で通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者には、当該通知にて技術提案書の提出方法及びプレゼンテーションの日程を通知する。

（4）質疑応答

ア 質問書の受付

質問書受付期間中に、質問書をFAX又は電子メールで提出すること。

イ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、質問書の回答日までに富津市ホームページへ掲載する。

（5）審査結果通知書の送付

プレゼンテーション参加者全員へ書面により通知する。

6 参加者が一者又はない場合の取扱い

参加表明者又はプレゼンテーション参加者が一者となった場合、当該一者でプレゼンテーションを実施する。また、参加表明者がいない場合又は辞退等によりプレゼンテーション参加者がいない場合は中止とする。

7 評価基準

評価基準は以下のとおりとする。

評価項目		評価内容	配点
業務 体制 評価	会社業務実績	①過去5年以内（平成29年4月以降）の同種業務の受託実績は十分か。	10
	業務実施体制	②業務遂行予定技術者が有する資格及びその専門分野の内容並びに同種業務の実績について十分な体制が確保されているか。 i) 管理技術者 ii) 照査技術者	10
小計			20
企画 提案 評価	業務に対する考え方	③本業務の背景、目的を十分に理解した提案になっているか。	10
	業務内容	④計画策定に必要な情報を把握するための調査方法について有効で具体的な提案がされているか。 ⑤計画策定に必要な客観的な指標などを設定するため、調査結果の分析方法が具体的に示されているか。	40
	業務工程	⑥業務工程に無理がなく、作業手順は効率的なものか。	10
	プレゼンテーション	⑦資料が分かりやすく、説明が論理的であるか。業務遂行に対する意欲、積極性が感じられるか。	10
小計			70
価格提案評価		⑧積算根拠が明確か。提案価格が低いか。	10
小計			10
合計			100

※同種業務…地域公共交通網形成計画または地域公共交通計画の策定支援業務

8 結果の公表

契約締結後、以下の内容を富津市ホームページで公表する。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 履行期間
- (3) 提案採用者を特定した日
- (4) 提案採用者の名称及び所在地
- (5) 提案採用者とした理由（審査結果等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

9 契約手続

- (1) 提案採用者を優先交渉権者とし、仕様書及び提案採用者の提案書等の記載事項を基本に協議が調ったときは、見積書を提出し、契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者と協議が調わない場合は、評価得点の高いものから順に協議を行うものとする。ただし、評価得点が最低基準点を下回るものを優先交渉権者とすることはできない。
- (3) 優先交渉権は、契約締結結果を富津市ホームページに公表することにより消滅する。

10 その他

(1) 辞退について

参加資格を有すると認められた者が技術提案書の提出を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日前日（休日の場合は、直前の開庁日）の午後4時までに辞退届を提出すること。

(2) 失格となる場合について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 契約締結までの間に参加資格を満たさなくなったとき。

イ 参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

ウ この要領に定める提出書類の提出方法その他の条件に適合していないもの

エ 審査の公平性を害する行為があったとき。

(3) 申請に関する経費について

書類の作成、提出及びプレゼンテーション等にかかる費用は、申請者の負担とする。

(4) 提出資料の取扱いについて

ア 提出資料は返却しない。

イ 提出後の資料の差し替え（修正を含む。）及び再提出については、一切認めない。

ウ 提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

エ 提出資料及びその複製は、技術提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。

オ 契約履行過程で生じた製作物の著作権は、富津市地域公共交通会議に帰属する。

(5) 富津市地域公共交通会議が作成した仕様書の取扱い

技術提案書の作成のため受領した資料は選定結果通知後、廃棄すること。

また、富津市地域公共交通会議の了承なく公表又は使用しないこと。

11 担当

〒293-8506 千葉県富津市下飯野2443番地

富津市地域公共交通会議事務局

(富津市総務部企画課内)

電話：0439-80-1229 FAX：0439-80-1350

E-mail：mb007@city.futtsu.chiba.jp

富津市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書（案）

1. 業務名

富津市地域公共交通計画策定支援業務委託

2. 業務の目的

本業務は、平成30年3月に富津市が策定した「富津市地域公共交通網形成計画」を引き継ぎ、令和5年度以降の本市における地域公共交通のマスタープランとなる「富津市地域公共交通計画」の策定を支援することを目的とする。

3. 業務対象範囲

富津市全域

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月26日まで

5. 委託業務内容

(1) 地域現況及び公共交通現況調査

① 関連計画等の整理

本計画を策定する上で反映すべき関連計画の内容を整理する。

② 基礎データの整理

本計画を策定するための基礎データとして活用するため、国勢調査等の各種統計調査や既存資料を活用しながら、現況を整理する。

- ・ 市の地理的条件
- ・ 人口分布・密度、年齢別人口、沿線地域の人口特性
- ・ 道路網等インフラの整備状況
- ・ 公共施設、商業施設、交流施設、医療機関等主要施設の立地状況
- ・ 公共交通機関の運行状況
- ・ 市民等の移動を支援する施策の利用実態及び支出の状況

(2) 現状分析・課題の整理

①公共交通の現状整理

市内で運行している路線バス・タクシー・鉄道・フェリー等の公共交通について、その運行状況、乗降客数の推移等を整理する。

自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院・商業施設など既存民間事業者による送迎サービスの運行状況について調査、整理する。

バス停の上屋などバス待ち環境の状況、鉄道駅、フェリーターミナルの状況、バス・タクシー車両のバリアフリー化の状況等を整理する。

②既存網形成計画の検証

現計画に位置付けている施策・目標等について進捗状況等を把握するとともに、背景にある問題点・課題を明らかにし、次期計画への反映方法などを検証する。

③公共交通利用者アンケート調査

市民の移動の状況や公共交通の利用実態、ニーズ及び既存サービスに対する利用者の評価を把握するためのアンケート調査を実施し、必要な分析を行う。なお、本件は以下の条件を付し、提案事項とする。

- ・調査対象は市民全体のうち、2,000人以上とすること。
- ・郵送による配付・回収を原則とするが、他の方法を妨げない。
- ・調査に要する経費（印刷費、郵送料等）は委託経費に含む。

※対象者の抽出は市で行い、実施時期に合わせて名簿を提供する。

④交通事業者、その他関係団体へのヒアリング調査

公共交通に関する課題を詳細に把握していると考えられる市内の公共交通事業者に対するヒアリングを実施する。

本計画の策定にあたり、意見が必要と考える関係団体への公共交通に関するヒアリングを実施する。

⑤富津浅間山バスストップ開設に伴う交通体系・移動手段の検証

令和元年10月の富津浅間山バスストップ開設に伴う市民の移動実態や行動変容、利用者の意見を調査、検証する。

⑥公共交通に関する課題の整理

上記までの現状整理の内容を受け、地域旅客運送サービスに関する課題を以下の視点により分析し、整理する。

- ・人口減少に対応した地域旅客運送サービスの維持確保
- ・商業施設、観光施設、医療機関、学校等各拠点を活かした新たな地域旅客運送サービスの整備
- ・交通弱者対策
- ・周辺地域との連携
- ・新たな利用促進策
- ・新たなテクノロジーの活用
- ・最適な運行形態
- ・他分野との連携によるクロスセクター効果
- ・SDGsの視点
- ・その他の視点

(3) 計画の策定支援

①基本方針（将来像）の検討

本市が目指すべき将来像を設定するとともに、その中で地域旅客運送サービスが果たすべき役割を明確化し、取組の方向性を検討する。

また、まちづくりや観光の振興、健康、高齢者福祉、子育て支援、環境など多様な分野との連携についても様々な視点を含めて将来像を設定する。

②計画目標の設定

計画目標については、基本方針に即した定量的な目標（数値目標・評価指標等）を設定し、目標の年次や設定理由を提案する。

③施策事業及び事業主体等の設定

計画目標を達成するために実施すべき事業及びその事業主体・実施時期等を検討する。また、達成状況の評価を行うために実施する調査や評価時期、見直し時期等を提案する。

④計画（原案）のとりまとめ

これまでの内容を踏まえて、令和4年11月末までに本計画（原案）

を作成する。

⑤計画書及び本計画概要版の案のとりまとめ

市が実施するパブリックコメントの意見を踏まえて、本計画書（案）及び本計画概要版（案）を作成する。

（４）会議の運営支援

①富津市地域公共交通会議（法定協議会）の運営支援

本計画の策定に向けて開催される富津市地域公共交通会議に関し、事務局が作成する会議用資料の助言などの運営支援を行う。

②事務局との打合せ

必要に応じ、事務局との打合せを実施すること。なお、打合せの実施方法はオンライン会議も可とする。

③その他

事務局からの求めに応じ、専門的、技術的助言をその都度行う。

6. 準拠する法令等

本業務は、本仕様書のほか、次に掲げる関係法令等に準拠して実施するものとする。

（１）交通政策基本法（平成25年法律第92号）

（２）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

（３）都市計画法（昭和43年法律第100号）

（４）中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）

（５）高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

（６）地方自治法（昭和22年法律第67号）

（７）富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）

（８）地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（国土交通省発行）

7. 成果品

- (1) 富津市地域公共交通計画 50部（仕様：A4版、カラー）
- (2) 富津市地域公共交通計画概要版 200部（仕様：A3版、カラー）
- (3) 業務報告書（各種調査集計・分析結果及びその関係資料）一式
- (4) (1)～(3)を記録した電子媒体（CD-R）一式

※電子媒体については(1)から(3)それぞれをPDFおよび加工可能なデータ形式（ワード、エクセル等）で作成し、提出すること。

8. 成果品の提出先

富津市地域公共交通会議事務局（富津市役所総務部企画課内）

9. 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属するものであり、受注者は、発注者の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

10. その他留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た個人情報、その他秘密事項を他人に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。業務終了後も同様とする。

(2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者より受注者に貸与する。貸与資料については、破損、滅失、外部漏洩等のないように善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

(3) 損害の賠償

本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(4) 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を一括して、もしくは主たる部分を第

三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、発注者の承諾を得た範囲においてはこの限りではない。

(5) その他

この仕様書に定めがない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

11. 担当

富津市地域公共交通会議事務局

(富津市役所総務部企画課内)

〒293-8506

千葉県富津市下飯野2443番地

TEL : 0439-80-1229 FAX : 0439-80-1350

E-mail: mb007@city.futtsu.chiba.jp

富津市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル審査委員会設置要領（案）
（設置）

第1条 富津市地域公共交通計画策定支援業務（以下「業務」という。）に関する企画提案の適正かつ公正な審査を行うため、富津市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- （1） 技術提案書の提出を要請する者の選定及び評価に関すること。
- （2） 提案内容の審査及び提案採用者の決定に関すること。
- （3） その他プロポーザル方式の実施に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は富津市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会長が指名する者とし、委員長は委員の中から互選とする。

（委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、交通会議の会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員長は、必要に応じて委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 前項の場合において、委員は、自らが会議に出席できないときは、委員以外の者に会議に係る権限を委任し、出席させることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、委員長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、書面により議決を行うことができる。

5 会議は非公開とする。

（意見の聴取）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに会議への出席を

求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(審査結果の公表)

第8条 第2条の規定による審査の結果は、契約締結後、次に掲げる事項を富津市ホームページで公表するものとする。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 履行期間
- (3) 提案採用者を特定した日
- (4) 提案採用者の名称及び所在地
- (5) 提案採用者とした理由(審査結果等)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、交通会議の事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

プロポーザル審査委員会の委員選定について（案）

プロポーザルの実施にあたり、富津市地域公共交通計画策定支援業務に関する企画提案の適正かつ公正な選定を行うため、「富津市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」を設置し、委員の構成は以下のとおりとしたい。

委員会	区分	人数
委員長	富津市地域公共交通会議会長が指名する委員の中から互選	(1)
委員	公共交通事業者（日東交通株式会社、千葉県タクシー協会南房支部）	2
委員	住民の代表者（区長会）	1
委員	関係する庁内職員（総務部、建設経済部）	2

() は内数